

平成29年度

浜松市の市税のすがた

～ 平成28年度市税決算の状況 ～

浜 松 市

目 次

| | | |
|------------|------------------------|-----------|
| I | 浜松市の税のあらまし | 1 |
| 1 | はじめに | 1 |
| 2 | 浜松市の税 | 2 |
| 3 | 平成 28 年度市税の決算状況と分析 | 3 |
| (1) | 収入額の状況 | 3 |
| (2) | 収入率の状況 | 6 |
| (3) | 滞納繰越額の状況 | 8 |
| (4) | 不納欠損処理の状況 | 11 |
| <参考> | 平成 29 年度市税予算の概要 | 12 |
| II | 収入率向上・滞納額削減対策 | 13 |
| 1 | 収入率向上のねらい | 13 |
| 2 | 平成 28 年度の実績 | 14 |
| 3 | 平成 28 年度の取り組み | 15 |
| (1) | 現年課税分収入率の向上 | 15 |
| (2) | 累積滞納額の削減 | 16 |
| 4 | 市税滞納削減アクションプランの経緯と現状 | 17 |
| (1) | 取り組み事項等の年度推移 | 17 |
| (2) | 目標の達成状況 | 18 |
| (3) | 市税滞納削減アクションプランの現状等 | 19 |
| III | 国と地方 | 21 |
| 1 | 国と地方の税体系 | 21 |
| 2 | 地方の取り組み | 23 |
| (1) | 静岡県の取り組み | 23 |
| (2) | 寄附金制度 | 25 |
| IV | 浜松市の税の分析 | 26 |
| 1 | 統計からみた税の分析 | 26 |
| (1) | 指定都市との比較からみた浜松市の特徴 | 26 |
| (2) | 経年変化からみた平成 28 年度決算の特徴 | 28 |
| (3) | 経年変化からみた収入額、収入率実績 | 31 |
| 2 | 市民一人当たりの分析 | 33 |
| (1) | 市民一人当たりの税額と歳出額 | 33 |
| (2) | 市民一人当たりの個人市民税と法人市民税の税額 | 34 |

<注意>

本文中の表・図は、表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と計が一致しないことがあります。

I 浜松市の税のあらまし

1 はじめに

地方自治体を支える財源には様々な種類があるが、市税収入は一般会計歳入総額の 43%を占め、財源の根幹をなすものである。本市では、市民税（個人・法人）・固定資産税をはじめ 9 種類の税を賦課している。

市税収入の確保には適正な賦課及び徴収が重要であり、税の公平性確保や市財政の安定につながるものである。特に市税滞納額の増加が市民の納税意識の低下を招く恐れがあるため、市税滞納額の削減は重要な課題である。

本市は、平成 19 年度に策定した「市税滞納削減アクションプラン」（第 1 次）から、平成 28 年度策定の「第 4 次市税滞納削減アクションプラン」まで、3 年ごとに内容を見直し、常に新たな目標を掲げ収入率向上・滞納額削減に取り組んでいる。

平成 28 年度は、コンビニでの納付が可能な範囲を拡大するなどの取り組みや、景気回復の兆しが「第 4 次市税滞納削減アクションプラン」を後押しするなどし、現年課税分収入率は目標を大きく上回る 99.30%を達成した。また早期滞納整理の着手により、累積滞納額の削減目標値も達成した。

この「市税のすがた」は、市税の決算状況を公表することにより、市民に市税の重要性を理解していただくための水先案内人として作成したものである。

2 浜松市の税

1. 市民税

(個人市民税)

1月1日現在に市内に住所がある人などに課される税

一定以上の所得がある人に一律に課される「均等割」と、所得の額に応じて課される「所得割」がある。

(法人市民税)

市内に事務所や事業所がある法人に課される税

資本金等の額や市内従業者数に応じて課される「均等割」と、所得の額に応じて課される「法人税割」がある。

2. 固定資産税

1月1日現在の市内に存在する固定資産(土地・家屋・償却資産)所有者に課される税

3. 軽自動車税

4月1日現在の原動機付自転車・オートバイ・軽自動車等の所有者に課される税

4. 市たばこ税

たばこ製造業者や輸入業者などが市内小売店にたばこを売り渡すときに課される税

5. 事業所税

市内の事務所・事業所で、法人や個人が行う事業に対し課される税

事業所等の床面積に対して課される「資産割」と、従業者の給与総額に対して課される「従業者割」がある。

都市環境の整備や改善に要する費用に充てられる目的税

6. 都市計画税

1月1日現在の市街化区域内の土地・家屋の所有者に課される税

下水道、公園緑地、道路などの都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に充てられる目的税

7. 入湯税

鉱泉浴場(温泉利用施設)の入湯客に対し課される税

環境衛生施設・鉱泉源の保護管理施設及び消防施設・その他消防活動に必要な施設の整備、並びに観光の振興に要する費用に充てられる目的税

8. 鉱産税

鉱物の採掘事業を行う鉱業者に対し課される税

9. 特別土地保有税

5,000 m²以上の土地の所有者又は土地の取得者に課される税

※平成15年度以降、新たな課税は停止

3 平成 28 年度市税の決算状況と分析

(1) 収入額の状況

(単位 額:百万円、率:%)

| | | ① 平成 27 年度 決算額 | ② 平成 28 年度 最終予算 | ③ 平成 28 年度 決算額 | ④=③-① 決算 増減額 | ④÷① 決算 増減率 | ③-② 予算 増減額 |
|---------|----|----------------------|-----------------------|----------------------|--------------------|------------------|------------------|
| 市民 税 | 個人 | 46,935 | 47,524 | 47,635 | 700 | 1.49% | 111 |
| | 法人 | 11,680 | 10,295 | 10,518 | △1,162 | △9.95% | 223 |
| 固定資産税 | | 51,467 | 52,332 | 52,416 | 949 | 1.84% | 84 |
| 軽自動車税 | | 1,656 | 1,937 | 1,947 | 291 | 17.57% | 10 |
| 市たばこ税 | | 5,062 | 4,988 | 4,896 | △166 | △3.28% | △92 |
| 事業所税 | | 4,976 | 4,958 | 4,959 | △17 | △0.34% | 1 |
| 都市計画税 | | 7,243 | 7,337 | 7,349 | 106 | 1.46% | 12 |
| その他の税 | | 131 | 129 | 132 | 1 | 0.76% | 3 |
| 計 | | 129,150 | 129,500 | 129,852 | 702 | 0.54% | 352 |

※現年課税分と滞納繰越分の合計

《収入額の平成 27 年度との比較と主な内訳》

市税収入額 1,299 億円 (平成 27 年度 1,292 億円より 7 億円の増収)

個人市民税：476 億円

納税義務者の増加及び給与所得の増加などにより 7 億円の増収となった。

法人市民税：105 億円

法人市民税を算出する基礎額となる法人税（国税）及び法人市民税の税率引下げの影響などにより、11 億 6 千万円の減収となった。

固定資産税：524 億円

地価下落により土地が減収、新築及び増築分の家屋が増収、企業の設備投資増加による償却資産の増収で、全体では 9 億 5 千万円の増収となった。

軽自動車税：19 億円

税率改正による増収、経年車両への割増課税による増収、軽四輪乗用車の登録台数の増加による増収で、全体では 2 億 9 千万円の増収となった。

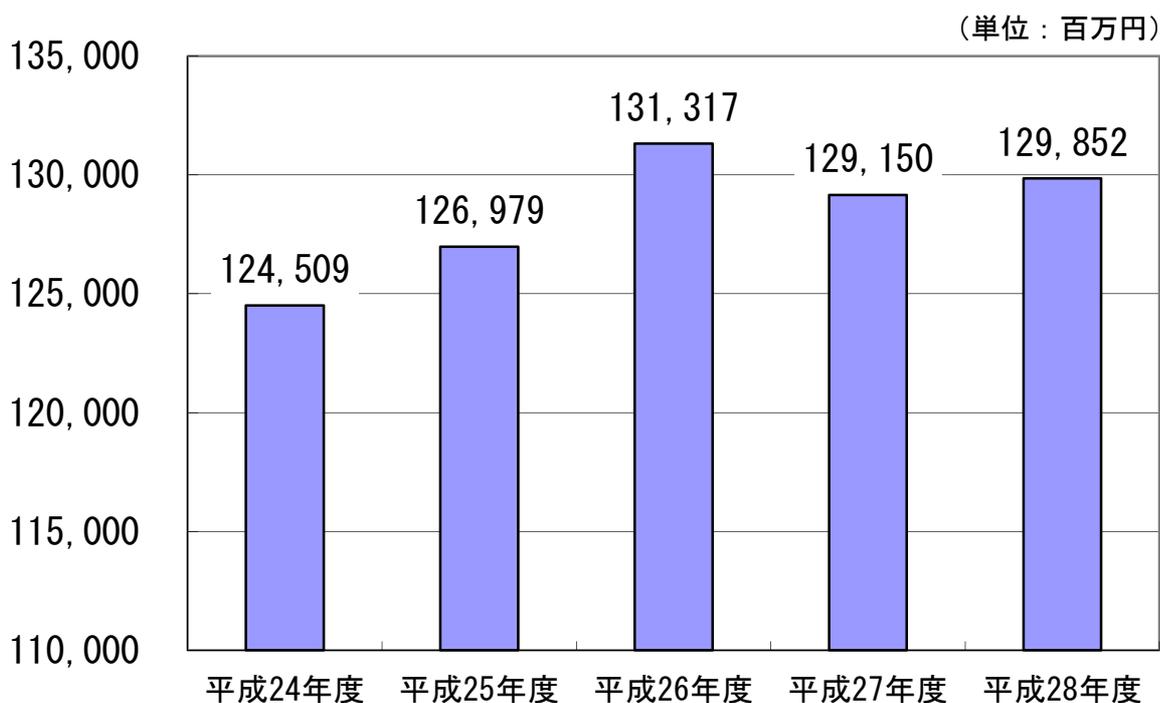
市たばこ税：49 億円

たばこ離れが進み、たばこ売り渡し本数が減少し 1 億 7 千万円の減収となった。

都市計画税：73 億円

地価下落により土地が減収、新築及び増築分の家屋が増収となり、全体では 1 億円の増収となった。

市税収入額の推移



市税収入額は基本的に年々緩やかな増加傾向にある。

特に平成 26 年度は製造業の好調により、法人市民税を中心に収入額が上昇した。

平成 27 年度は大きく減少しているが、法改正による法人市民税の税率引き下げが主な理由で、他の税目は概ね増収となっている。

収入額の指定都市比較

(単位 額：百万円・円、人口：千人)

| 順位 全体 | 市名 | 人口 | 市税収入額 | 順位 類似市 | 市民一人 当たり | 順位 | |
|----------|-------------|-------|---------|-----------|-------------|----|-----|
| | | | | | | 全体 | 類似市 |
| 1 | 横浜市 | 3,728 | 720,760 | | 193,330 | 4 | |
| 2 | 大阪市 | 2,705 | 659,473 | | 243,838 | 1 | |
| 3 | 名古屋市 | 2,303 | 510,713 | | 221,753 | 2 | |
| 4 | 川崎市 | 1,496 | 305,360 | | 204,113 | 3 | |
| 5 | 福岡市 | 1,558 | 288,288 | | 185,076 | 5 | |
| 6 | 札幌市 | 1,958 | 288,106 | | 147,167 | 19 | |
| 7 | 神戸市 | 1,531 | 272,272 | | 177,856 | 9 | |
| 8 | 京都市 | 1,469 | 251,644 | | 171,261 | 12 | |
| 9 | さいたま市 <類似市> | 1,281 | 230,091 | 1 | 179,678 | 8 | 2 |
| 10 | 広島市 | 1,196 | 208,884 | | 174,586 | 10 | |
| 11 | 仙台市 | 1,080 | 188,524 | | 174,517 | 11 | |
| 12 | 千葉市 | 974 | 176,693 | | 181,437 | 6 | |
| 13 | 北九州市 | 950 | 156,127 | | 164,270 | 13 | |
| 14 | 堺市 <類似市> | 835 | 132,381 | 2 | 158,451 | 16 | 5 |
| 15 | 浜松市 <類似市> | 795 | 129,852 | 3 | 163,269 | 14 | 3 |
| 16 | 静岡市 <類似市> | 699 | 126,330 | 4 | 180,621 | 7 | 1 |
| 17 | 新潟市 <類似市> | 803 | 119,621 | 5 | 148,893 | 18 | 7 |
| 18 | 岡山市 <類似市> | 720 | 114,512 | 6 | 159,028 | 15 | 4 |
| 19 | 相模原市 <類似市> | 721 | 112,673 | 7 | 156,276 | 17 | 6 |
| 20 | 熊本市 <類似市> | 738 | 98,116 | 8 | 132,982 | 20 | 8 |
| | 指定都市平均 | | 254,521 | | 175,920 | | |
| | 類似都市平均 | | 132,947 | | 159,900 | | |

※ 各市の収入は速報値で決算認定前の数値

※ 人口は平成 27 年国税調査人口等基本集計結果（確定値）の推計数値

<類似都市>

平成 13 年以降に政令指定都市となった 8 自治体を類似都市と定義

(さいたま市、静岡市、堺市、浜松市、新潟市、岡山市、相模原市、熊本市が該当)

(指定都市中の本市の順位)

市税収入額 15 位 (H27:15 位)、一人当たり市税収入額 14 位 (H27:14 位)

(類似都市中の本市の順位)

市税収入額 3 位 (H27:3 位)、一人当たり市税収入額 3 位 (H27:3 位)

(2) 収入率の状況

平成 28 年度収入率

(単位 額：百万円、率：％、ポイント)

| | | ① | ② | ②÷① | ③ | ②÷①－③ |
|--------|----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------|
| | | 平成 28 年度 調定額 | 平成 28 年度 収入額 | 平成 28 年度 収入率 | 平成 27 年度 収入率 | 増減 |
| 市民税 | 個人 | 47,575 | 47,011 | 98.81% | 98.57% | 0.24 |
| | 法人 | 10,502 | 10,493 | 99.92% | 99.72% | 0.20 |
| 固定資産税 | | 52,320 | 52,057 | 99.50% | 99.40% | 0.10 |
| 軽自動車税 | | 1,956 | 1,927 | 98.52% | 98.51% | 0.01 |
| 市たばこ税 | | 4,896 | 4,896 | 100.00% | 100.00% | 0.00 |
| 事業所税 | | 4,960 | 4,958 | 99.94% | 99.98% | △0.04 |
| 都市計画税 | | 7,336 | 7,299 | 99.50% | 99.40% | 0.10 |
| その他の税 | | 125 | 124 | 99.53% | 99.46% | 0.07 |
| 現年課税分計 | | 129,670 | 128,765 | 99.30% | 99.16% | 0.14 |
| 滞納繰越分 | | 3,672 | 1,087 | 29.60% | 29.21% | 0.39 |
| 合 計 | | 133,342 | 129,852 | 97.38% | 96.89% | 0.49 |

※ 収入率は千円単位で計算

《収入率の平成 27 年度との比較と主な内訳》

市税全体収入率 : 97.38%

収入率向上対策の推進などにより、多くの税目で現年課税分収入率が上昇し、全体の収入率は、前年度より 0.49 ポイント増加の 97.38%となった。

現年課税分収入率 : 99.30%

督促状や再発行納付書などをコンビニで納付できるように対応したことや、早期からの滞納処分が滞納の抑制につながったことにより、収入率が前年度より 0.14 ポイント増加の 99.30%となった。

滞納繰越分収入率 : 29.60%

滞納繰越の削減が進み、解決が困難な滞納案件の割合が高くなる中で、徴収強化と徴収不能判断促進の継続実施、催告書等のコンビニ納付対応等により、収入率が前年度より 0.39 ポイント増加の、29.60%となった。

収入率の指定都市比較

(単位 率：%)

| 順位 | 市名 | 全体分 | 順位 | 現年課税分 | 順位 | | 滞納繰越分 | 順位 | |
|-----------|------------------------|--------------|----------|--------------|----------|----------|--------------|-----------|----------|
| | | | 類似市 | | 全体 | 類似市 | | 全体 | 類似市 |
| 1 | 名古屋市 | 99.37 | | 99.70 | 1 | | 45.10 | 2 | |
| 2 | 横浜市 | 99.05 | | 99.53 | 2 | | 47.65 | 1 | |
| 3 | 川崎市 | 98.62 | | 99.43 | 4 | | 44.64 | 3 | |
| 4 | 京都市 | 98.53 | | 99.50 | 3 | | 37.46 | 7 | |
| 5 | 福岡市 | 98.25 | | 99.37 | 6 | | 37.09 | 8 | |
| 6 | 静岡市 <類似市> | 98.06 | 1 | 99.34 | 7 | 1 | 39.85 | 6 | 2 |
| 6 | 札幌市 | 98.06 | | 99.33 | 8 | | 35.58 | 10 | |
| 8 | 北九州市 | 97.94 | | 99.19 | 17 | | 36.58 | 9 | |
| 9 | 仙台市 | 97.93 | | 99.21 | 14 | | 40.02 | 5 | |
| 10 | 大阪市 | 97.91 | | 99.39 | 5 | | 26.82 | 16 | |
| 11 | 神戸市 | 97.87 | | 99.27 | 11 | | 33.21 | 12 | |
| 12 | 堺市 <類似市> | 97.75 | 2 | 99.21 | 13 | 3 | 41.66 | 4 | 1 |
| 13 | 浜松市 <類似市> | 97.38 | 3 | 99.30 | 9 | 2 | 29.60 | 15 | 5 |
| 14 | さいたま市 <類似市> | 97.26 | 4 | 99.20 | 16 | 5 | 34.31 | 11 | 3 |
| 15 | 千葉市 | 96.99 | | 99.25 | 12 | | 31.52 | 14 | |
| 16 | 新潟市 <類似市> | 96.83 | 5 | 99.20 | 15 | 4 | 24.74 | 18 | 7 |
| 17 | 広島市 | 96.55 | | 99.30 | 10 | | 22.28 | 20 | |
| 18 | 相模原市 <類似市> | 96.50 | 6 | 98.94 | 20 | 8 | 31.89 | 13 | 4 |
| 19 | 岡山市 <類似市> | 96.13 | 7 | 99.11 | 18 | 6 | 25.16 | 17 | 6 |
| 20 | 熊本市 <類似市> | 96.06 | 8 | 99.08 | 19 | 7 | 23.71 | 19 | 8 |
| | 指定都市平均 | 97.65 | | 99.29 | | | 34.44 | | |
| | 類似都市平均 | 97.00 | | 99.17 | | | 31.37 | | |

※ 各市の収入率は速報値で決算認定前の数値

(指定都市中の本市の順位)

全体分収入率 13位 (H27:12位)

現年課税分収入率 9位 (H27:12位)、滞納繰越分収入率 15位 (H27:16位)

(類似都市中の本市の順位)

全体分収入率 3位 (H27:2位)

現年課税分収入率 2位 (H27:3位)、滞納繰越分収入率 5位 (H27:5位)

- ・ 全体分収入率は指定都市平均を下回り、前年度から順位を1位下げた。
- ・ 現年課税分収入率は指定都市平均を上回り、前年度から順位を3位上げた。
- ・ 滞納繰越分収入率は指定都市平均を下回り、前年度から順位を1位上げた。
- ・ 類似都市収入率を比較すると、滞納繰越分が平均を下回り、全体・現年課税分で平均を上回った。

(3) 滞納繰越額の状況

(単位 額：百万円、率：%・ポイント)

| | 平成 28 年度 | 平成 27 年度 | 増減 (H28-H27) |
|---------------------------|---------------|----------|--------------|
| ① 前年度末の滞納繰越額 | 3,709 | 4,348 | △639 |
| ② ①のうち、収入額 | 1,087 | 1,265 | △178 |
| ③ 執行停止額 | 360 | 277 | 83 |
| ④ 時効額 | 119 | 158 | △39 |
| ⑤ 調整額 (調定減) | △36 | △16 | △20 |
| ⑥ 新規滞納額 | 930 | 1,077 | △147 |
| ⑦ 年度末滞納繰越額 ①-②-③-④+⑤+⑥ | 3,037 | 3,709 | △672 |
| ⑧ 滞納繰越額の増減 ⑦-① | △672 | △639 | 33 |
| ⑨ 滞納繰越分収入率 | 29.60% | 29.21% | 0.39 ポイント |

調定額に対する滞納繰越額の割合

(単位 額：百万円、率：%)

| | 平成 28 年度 | | 平成 27 年度 | |
|-------------------|----------|-------|----------|-------|
| | 税額 | 割合 | 税額 | 割合 |
| 調定額 (現年課税分+滞納繰越額) | 133,342 | — | 133,295 | — |
| うち滞納繰越分調定額 | 3,672 | 2.75% | 4,329 | 3.25% |
| 年度末滞納繰越額 | 3,037 | 2.28% | 3,709 | 2.78% |

滞納繰越額税目別内訳及び人数

(単位 額：百万円、人数：人)

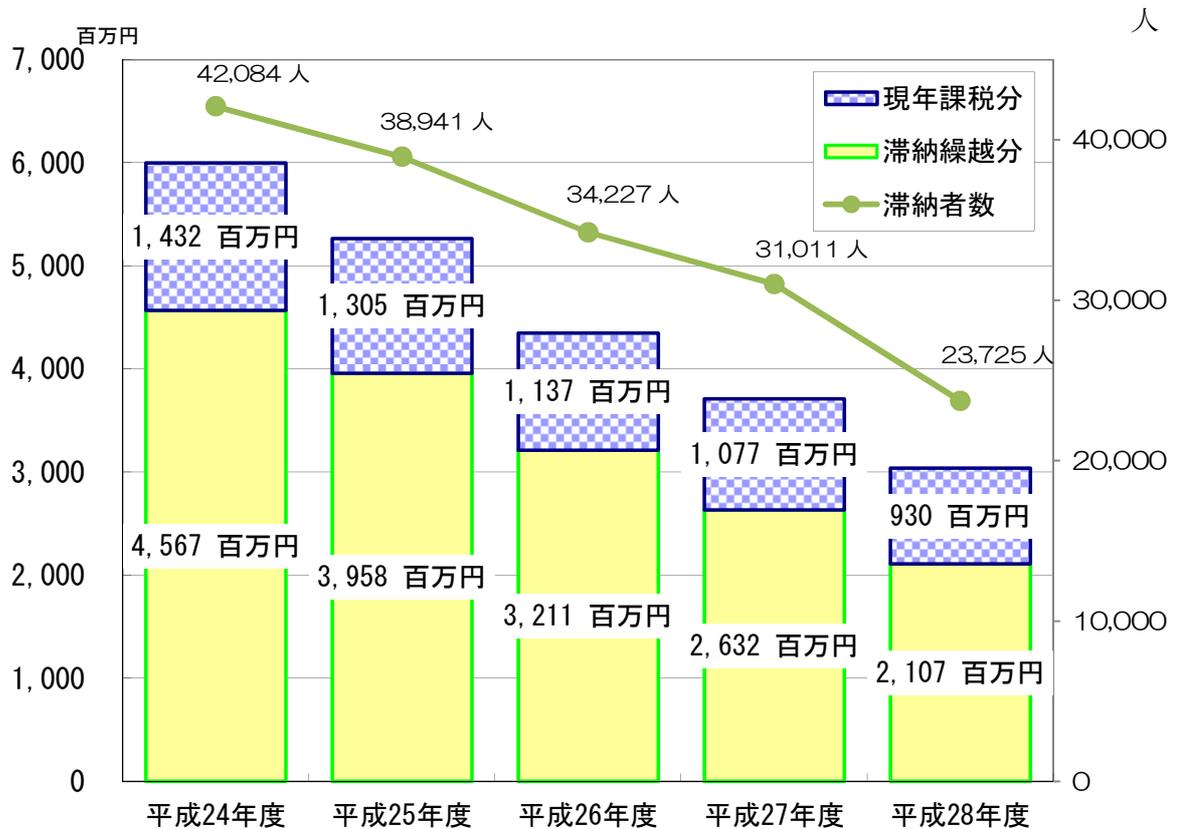
| 滞納繰越額 | 税目 | 平成 28 年度 | 平成 27 年度 | 増減 (H28-H27) |
|-------|-------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 市民税 | 個人 | 1,929 | 2,305 |
| 法人 | | 71 | 103 | △32 |
| | 固定資産税 | 833 | 1,060 | △227 |
| | 軽自動車税 | 82 | 90 | △8 |
| | 事業所税 | 4 | 1 | 3 |
| | 都市計画税 | 117 | 149 | △32 |
| | その他の税 | 1 | 1 | 0 |
| | 合計 | 3,037 | 3,709 | △672 |
| | 実人数 | 23,725 人 | 31,011 人 | △7,286 人 |

滞納繰越の現状

平成28年度末滞納繰越額 30億円 (H27:37億円、7億円の減額)

- ・ 滞納整理の早期着手により、新規滞納繰越額は前年度に比べ1億5千万円減額の9億3千万円となった。
- ・ 滞納繰越総額は、前年度に比べ6億7千万円減額の30億4千万円となった。
- ・ 滞納繰越となる年度末時点の滞納者人数は、前年度に比べ7,286人減少の23,725人となった。

滞納繰越の推移



滞納繰越額の指定都市比較

(単位 額：百万円、率：%)

| | 調定額 | 年度末滞納繰越額 | | | ②÷① 調定額に 対する割合 |
|--------------------|----------------|---------------|---------------|---------------------|----------------------|
| | ① 平成 28 年度 | ② 平成 28 年度 | ③ 平成 27 年度 | ②－③ 増減 (H28-H27) | |
| 札幌市 | 293,802 | 5,042 | 5,893 | △ 851 | 1.72% |
| 仙台市 | 192,507 | 3,632 | 4,211 | △ 579 | 1.89% |
| さいたま市 | 236,573 | 5,894 | 7,112 | △ 1,218 | 2.49% |
| 千葉市 | 182,182 | 4,969 | 6,145 | △ 1,176 | 2.73% |
| 横浜市 | 727,693 | 5,852 | 6,866 | △ 1,014 | 0.80% |
| 川崎市 | 309,628 | 3,218 | 4,609 | △ 1,391 | 1.04% |
| 相模原市 | 116,762 | 3,774 | 4,255 | △ 481 | 3.23% |
| 新潟市 | 123,534 | 3,737 | 3,943 | △ 206 | 3.03% |
| 静岡市 | 128,826 | 2,201 | 2,796 | △ 595 | 1.71% |
| 浜松市 | 133,342 | 3,037 | 3,709 | △ 672 | 2.28% |
| 名古屋市 | 513,928 | 2,637 | 3,038 | △ 401 | 0.51% |
| 京都市 | 255,411 | 3,347 | 4,034 | △ 687 | 1.31% |
| 大阪市 | 673,571 | 11,930 | 14,031 | △ 2,101 | 1.77% |
| 堺市 | 135,428 | 2,775 | 3,438 | △ 663 | 2.05% |
| 神戸市 | 278,188 | 5,190 | 5,936 | △ 746 | 1.87% |
| 岡山市 | 119,123 | 4,255 | 4,836 | △ 581 | 3.57% |
| 広島市 | 216,359 | 7,241 | 7,764 | △ 523 | 3.35% |
| 北九州市 | 159,403 | 3,045 | 3,184 | △ 139 | 1.91% |
| 福岡市 | 293,425 | 4,285 | 5,114 | △ 829 | 1.46% |
| 熊本市 | 102,144 | 3,591 | 4,113 | △ 522 | 3.52% |
| 指定都市 平均 | 259,591 | 4,483 | 5,251 | △ 768 | 1.73% |

※各市の金額は速報値で決算認定前の数値

年度末滞納繰越額の市税調定額に対する割合は指定都市平均より高い

- ・ 現年課税分と滞納繰越分を合わせた市税全体の調定額に対する年度末滞納繰越額の割合 2.28%は指定都市平均 1.73%と比べて 0.55 ポイント高い。
- ・ 全ての市で、滞納繰越額及び調定額に対する割合ともに前年度より減少しており、各市が徴収対策に重点を置いていることがうかがえる。

(4) 不納欠損処理の状況

(単位 件：千件、額：百万円)

| | 平成 28 年度 | | 平成 27 年度 | | 増減 (H28-H27) | |
|-----------------------|----------|-----|----------|-----|--------------|-----|
| | 件数 | 税額 | 件数 | 税額 | 件数 | 税額 |
| 消滅時効 | 8 | 89 | 12 | 126 | △4 | △37 |
| 執行停止中 時効完成 | 2 | 30 | 2 | 31 | 0 | △1 |
| 滞納処分の 執行停止 3年継続 | 2 | 39 | 2 | 37 | 0 | 2 |
| 執行停止 即時不納欠損 | 19 | 337 | 7 | 250 | 12 | 87 |
| 計 | 31 | 495 | 23 | 444 | 8 | 51 |

不納欠損処理……滞納分の徴収が困難となり、徴収の見込みが立たなくなったとして、地方税法に従い調定額（徴収すべき額）を消滅させること。

- ・消滅時効……徴収権を5年間行使しないことで時効により消滅したもの。
(執行停止期間中に時効により先に消滅したものを含む。)

地方税法第18条

- ・執行停止3年継続……滞納処分の執行停止が3年間継続し消滅したもの。

地方税法第15条の7第4項

- ・即時欠損処理……滞納処分の執行停止をしたと同時に消滅させたもの。

地方税法第15条の7第5項

《不納欠損処理の現状》

平成28年度の不納欠損 4億9千万円 (H27:4億4千万円、5千万円の増額)

- ・消滅時効による不納欠損額の割合は年々減少 (H27:35%、H28:24%) し、執行停止による不納欠損額の割合が増加 (H27:65%、H28:76%) している。
- ・市税調定額に占める不納欠損額は、前年度から0.04ポイント増加し、0.37%となった。

＜参考＞ 平成 29 年度市税予算の概要

(単位 額:百万円、率:%)

| | | ① 平成 28 年度 当初予算 | ② 平成 29 年度 当初予算 | ③=②-① 比較増減 | ③÷① 伸び率 | 平成 29 年度 構成比 |
|-------|----|-----------------------|-----------------------|---------------|------------|-----------------|
| 市民税 | 個人 | 46,984 | 47,354 | 370 | 0.8% | 36.3% |
| | 法人 | 10,295 | 10,180 | △115 | △1.1% | 7.8% |
| 固定資産税 | | 52,132 | 53,364 | 1,232 | 2.4% | 41.0% |
| 軽自動車税 | | 1,797 | 2,003 | 206 | 11.5% | 1.5% |
| 市たばこ税 | | 4,988 | 4,879 | △109 | △2.2% | 3.7% |
| 事業所税 | | 4,918 | 4,992 | 74 | 1.5% | 3.8% |
| 都市計画税 | | 7,257 | 7,398 | 141 | 1.9% | 5.7% |
| その他の税 | | 129 | 130 | 1 | 0.8% | 0.1% |
| 計 | | 128,500 | 130,300 | 1,800 | 1.4% | — |

※現年課税分と滞納繰越分の合計

H29 市税予算総額 1,303 億円 (H28 当初:1,285 億円、18 億円の増額)

個人市民税

給与総額及び給与所得者労働者数の増を見込み 3 億 3 千万円の増額

給与所得控除の段階的見直しによる 4 千万円の増額

法人市民税

法人市民税を算出する基礎額となる法人税（国税）の税率引下げの影響により法人税割が 1 億 2 千万円の減額

固定資産税

土地は地価下落の影響を見込み 4 千万円の減額

家屋は新增築家屋の増加等を見込み 9 億 3 千万円の増額

償却資産は設備投資の増加を見込み 5 億円の増額

滞納繰越額が 1 億 6 千万の減額

軽自動車税

税率改正の影響により 2 億 1 千万円の増額

II 収入率向上・滞納額削減対策

1 収入率向上のねらい

市税の収入率向上・滞納額削減は、市財政の安定や税負担の公平性確保に極めて重要な要素である。

本市では平成 28 年度に「第 4 次市税滞納削減アクションプラン」を策定し、一層の収入率向上・滞納額削減に取り組んでいる。

第 4 次市税滞納削減アクションプラン概要（平成 28～30 年度）

1 背景

平成 19 年度に第 1 次、平成 22 年度に第 2 次、平成 25 年度に第 3 次と「市税滞納削減アクションプラン」を策定し、市税収入率向上・累積滞納額削減を進めてきた。

「第 3 次市税滞納削減アクションプラン」最終年度の平成 27 年度決算では、目標を上回る現年分収入率 99.16%を達成、平成 20 年度末には約 82 億円あった累積滞納額は、約 37 億円まで削減した。

更なる収入率向上と累積滞納額削減を図るため、これまでの「市税滞納削減アクションプラン」成果の検証・現状分析・税制改正や税源移譲による影響などの検討を行い、「第 4 次市税滞納削減アクションプラン」を策定した。

2 「第 3 次市税滞納削減アクションプラン」の目標達成状況

平成 27 年度

現年課税分収入率 99.16% 目標 99.05%に対し 0.11ポイント増加
 累積滞納額 37 億 1 千万円 目標 50 億円以下に対し 12 億 9 千万円減額

3 新たな目標

- ・現年課税分収入率……平成 30 年度までに 99.26%とする。

| 区 分 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|---------|---------------|---------------|---------------|
| 市税収入見込額 | 1,285 億 3 千万円 | 1,292 億 1 千万円 | 1,414 億 5 千万円 |

- ・累積滞納額……平成 30 年度までに 27 億円以下とする。

| 区 分 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|------------|----------|----------|----------|
| 累積滞納額(目標値) | 33 億円以下 | 29 億円以下 | 27 億円以下 |

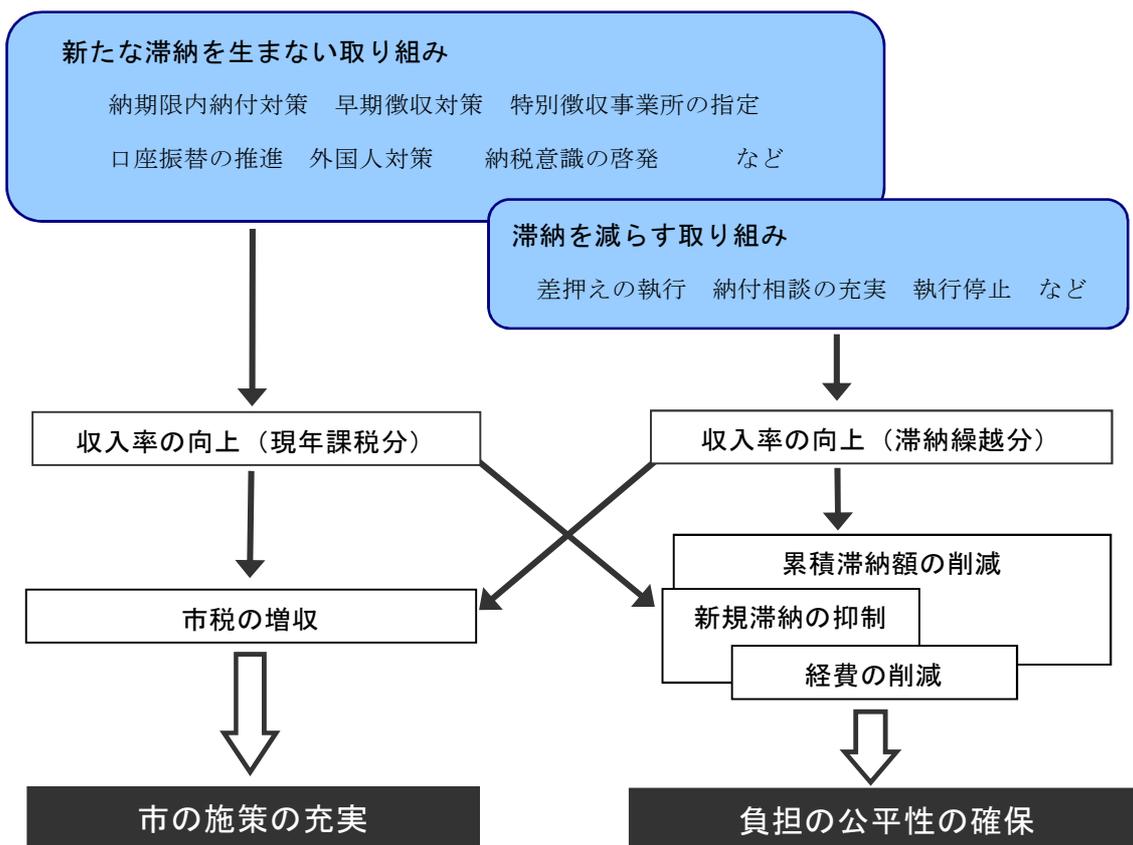
2 平成 28 年度の実績

現年課税分収入率：過去最高となる 99.30% を達成

「第 4 次市税滞納削減アクションプラン」の初年度として、取り組みを充実強化し、現年課税分収入率が 99.30% となるなど、目標を大きく上回った。

現年課税分収入率

| | 第 4 次アクションプラン | | | |
|---------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
| 目標値 (前年度比) | | 99.20% (0.04 ポイント) | 99.24% (0.04 ポイント) | 99.26% (0.02 ポイント) |
| 実績 (前年度比) | 99.16% (0.03 ポイント) | 99.30% (0.14 ポイント) | | |



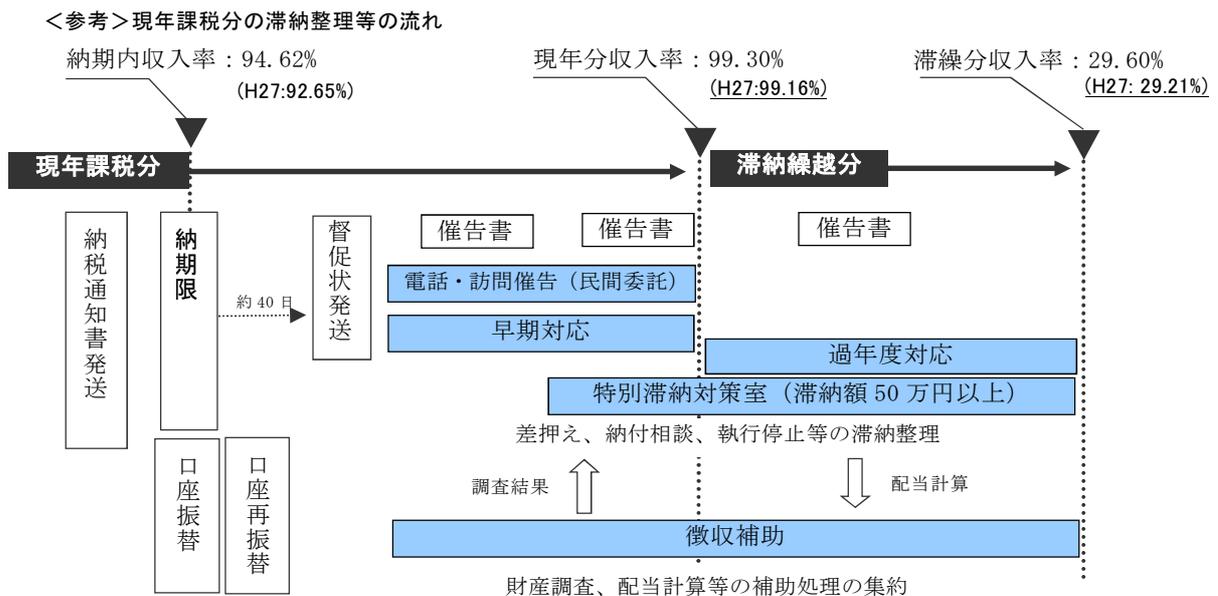
3 平成 28 年度の取り組み

「第 4 次市税滞納削減アクションプラン」の目標を達成するため、更なる現年課税分収入率の向上と累積滞納額削減の取り組みを推し進めた。

第 4 次市税滞納削減アクションプランに沿った主な取り組み

(1) 現年課税分収入率の向上

- ・口座振替の促進
 (継続) 様々な機会を捉えた「安心・安全・便利」な口座振替の広報
- ・コンビニ納付の拡大
 (新規) 再発行納付書や督促状等もコンビニで納付できる様式に変更
- ・特別徴収事業所の指定と滞納の防止
 (継続) 新規指定事業所等に対する制度説明及び納期内納入の勧奨
- ・現年課税分滞納整理の早期着手と強化
 (継続) 早期着手による現年課税分収入率向上と新たな滞納の発生防止
- ・広域の連携
 (継続) 静岡県「個人住民税徴収対策本部会議」との連携
- ・広報による納税意識の啓発
 (継続) 浜松納税意識啓発市民会議と連携した納税意識の啓発
 (継続) 多言語に対応したパンフレットの作成



(2) 累積滞納額の削減

- ・法令を遵守した法的処分の徹底
 - (継続) 「搜索・公売」など、法的処分による滞納整理の推進
 - (継続) 延滞金の徴収を徹底することで、納期限内納付の促進
- ・滞納早期での方針決定
 - (見直し) 滞納早期の段階から「徴収可能」「徴収不能」を判断し、徴収事務の高効率化を図る
- ・効果的な滞納処分推進
 - (見直し) 換価価値が高い財産や、継続して徴収可能な債権へ滞納整理事務の主軸を移行させ、効果的な滞納整理を実施
- ・より細かなケース分類に基づく滞納整理
 - (新規) 滞納データを分析し、より効率的な滞納整理を実施
- ・福祉と連携した対応
 - (新規) 納税の意思はあるが自立した生活が難しい滞納者に対する自立支援として、生活困窮者自立支援事業と連携
- ・静岡地方税滞納整理機構との連携
 - (継続) 広域的な機動力・調査力が必要な滞納事案を、静岡地方税滞納整理機構へ移管し解決
- ・職員のスキルアップ
 - (継続) 新任者からエキスパート候補者まで業務習熟度に応じた実務研修を実施
 - (継続) 早期から滞納処分・執行停止を行う際に職員間で判断のバラつきが出ないように判断基準を明確にする

(3) その他の取り組み

- ・納付手段多様化への対応
 - (新規) 時代に対応した納付環境整備の検討

4 市税滞納削減アクションプランの経緯と現状

(1) 取り組み事項等の年度推移

| | アクションプラン | 条例 | 組織等 | 民間委託 | コンビニ | 口座振替 | 特別徴収 | その他 | 国・県 |
|--------|----------|--------------|---|-----------------|---------------------|---|--|---|--|
| 平成19年度 | 第1次 | ○浜松市債権管理条例制定 | <ul style="list-style-type: none"> ●債権回収対策課設置 ○政令指定都市移行 | ○電話催告・訪問催告の民間委託 | ○軽自動車税コンビニ納付開始 | <ul style="list-style-type: none"> ○口座振替勧奨の委託 ●電話口座振替勧奨 | <ul style="list-style-type: none"> ●従業員10人以上事業所の特別徴収指定 | <ul style="list-style-type: none"> ○市税のすがた(毎年度公表) ○納税意識啓発市民会議設立 | <ul style="list-style-type: none"> ○地方税電子申告受付開始 ○静岡県個人住民税徴収対策本部会議の設置 ○静岡地方税滞納整理機構設立 ●県下一斉の特別徴収指定取り組み |
| 平成20年度 | | | | | | | | | |
| 平成21年度 | | | | | | | | | |
| 平成22年度 | 第2次 | ○市税納期限変更 | <ul style="list-style-type: none"> ○税務組織集約 ○特別滞納対策室設置 ○税務組織再編成 | ○電話催告・訪問催告の民間委託 | ○個人市民税コンビニ納付開始 | <ul style="list-style-type: none"> ●金融機関による加入促進事業(H22-H24) ○口座振替依頼書のインターネットダウンロード開始 | <ul style="list-style-type: none"> ●従業員10人以上事業所の特別徴収指定 ●市内居住の給与受給者3人以上事業所の特別徴収指定 ○給与受給者3人以上事業所の特別徴収指定 | | |
| 平成23年度 | | | | | | | | | |
| 平成24年度 | | | | | | | | | |
| 平成25年度 | 第3次 | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ●納税通知書へ依頼書送付用封筒同封 | | | |
| 平成26年度 | | | | | | | | | |
| 平成27年度 | | | | | | | | | |
| 平成28年度 | 第4次 | | | | ○督促状・再発行納付書コンビニ納付開始 | | | | |

○印は平成28年度末時点継続中

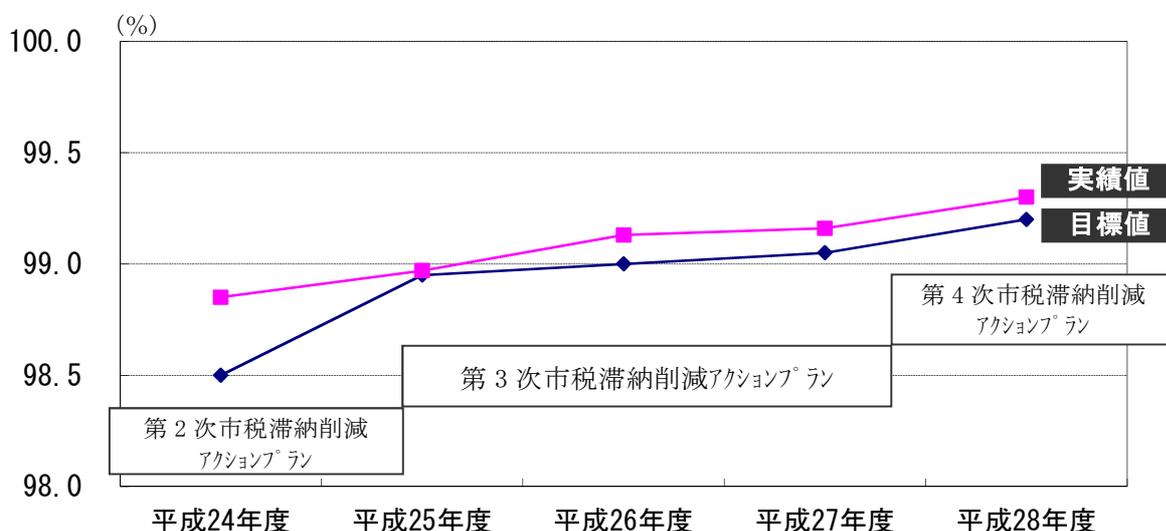
●印は平成27年度までに完了したものと

(2) 目標の達成状況

・現年課税分収入率の達成状況

(単位 率:%)

| | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 目標値 | 98.63 | 98.90 | 99.00 | 98.20 | 98.35 | 98.50 |
| 実績値 | 98.14 | 98.12 | 98.01 | 98.47 | 98.63 | 98.85 |
| | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | | |
| 目標値 | 98.95 | 99.00 | 99.05 | 99.20 | | |
| 実績値 | 98.97 | 99.13 | 99.16 | 99.30 | | |



「第1次市税滞納削減アクションプラン(平成19年度から平成21年度)」では、リーマンショックなどの経済情勢の影響により、目標を達成することができなかった。「第2次市税滞納削減アクションプラン(平成22年度から平成24年度)」策定以降は、現年課税分収入率向上対策や早期滞納整理の推進により目標を達成している。

・滞納繰越分の推移

累積滞納額削減の目標達成状況

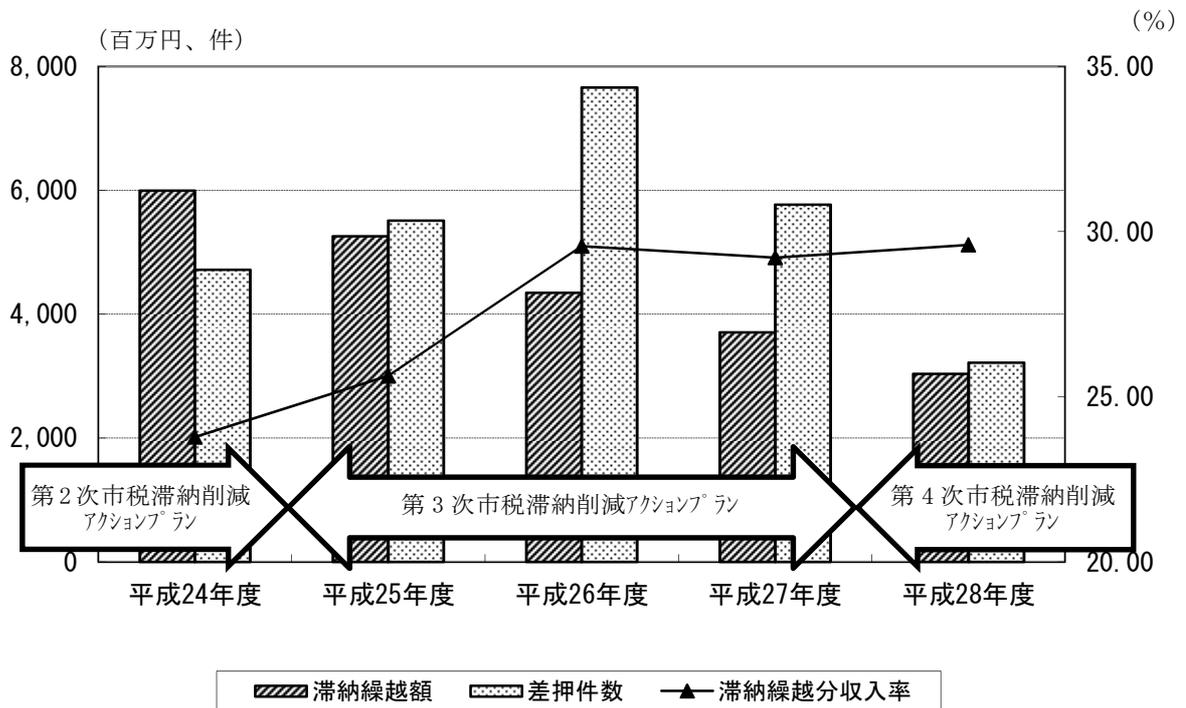
(単位 額：百万円)

| | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 目標値 | - | - | 6,000 | 7,900 | 7,400 | 6,900 |
| 実績値 | 7,585 | 8,199 | 8,172 | 7,435 | 6,833 | 5,999 |
| | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | | |
| 目標値 | 5,600 | 5,300 | 5,000 | 3,300 | | |
| 実績値 | 5,263 | 4,348 | 3,709 | 3,037 | | |

累積滞納の状況

(単位 件、%)

| | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 差押件数 | 241 | 1,019 | 2,009 | 4,004 | 3,986 | 4,721 |
| 滞繰分収入率 | 15.96 | 18.16 | 18.39 | 21.78 | 23.11 | 23.78 |
| | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | | |
| 差押件数 | 5,514 | 7,662 | 5,774 | 3,218 | | |
| 滞繰分収入率 | 25.63 | 29.56 | 29.21 | 29.60 | | |



市税滞納削減アクションプランに基づき、資力がある滞納者に対して、差押えを中心とした滞納整理を推進し、着実に収入率向上、滞納額の削減が図られてきた。

(3) 市税滞納削減アクションプランの現状等

・市税滞納削減アクションプランの成果

平成 19 年策定の「市税滞納削減アクションプラン」による取り組みは、お願い型の滞納整理から、呼び出し・滞納処分を中心へ大きく方向転換を行った。また滞納処分に対する職員の意識改革を行った。

この滞納処分を中心にした取り組みは、滞納額削減と早期徴収対策の双方に効果的で、平成 28 年度決算では現年課税分収入率が 99.30%と過去最高を記録するなど、着実に成果をあげている。

・経済情勢が税収に及ぼす影響

「第 1 次市税滞納削減アクションプラン」は、リーマンショックに伴う経済低迷の影響を受け、目標値を大きく下回った。この結果が示すとおり市税収入は経済情勢に大きく左右される。

・法令を遵守した法的処分の徹底

「搜索・公売」(国税徴収法に基づき、滞納者の居所・店舗などへ立ち入り調査し、換価に適した財産を発見した場合に差押えを執行する)などの、法的処分による滞納整理を推進する。

延滞金の完全徴収を徹底することで、納期限内納付の促進を図る。

繰り返し滞納する滞納常習者や悪質滞納者に対し、厳正な法的処分を行い、滞納に対する市の強い姿勢を示す。

高額滞納や処理困難滞納事案を専門的に取り扱うグループの設置や、滞納早期から滞納処分に取り組むグループの設置など、法的処分の徹底に向けて進めてきた組織体制を保持する。

・滞納早期での方針決定

処理が進まず膠着する滞納案件を減らすために、滞納早期の段階から「徴収可能・徴収不能」を判断し、滞納整理事務の効率化を図る。

「徴収不能」と判断した案件は、「執行停止（停止後 3 年で徴収権失効）」の該当可否を早期に判定する体制を整える。

・福祉と連携した対応

納税意思はあるが、自立した生活が難しい滞納者には、生活再建や自立支援の側面からアプローチが必要となってきた。平成 27 年から、滞納がある希望者に、市福祉業務の生活困窮者自立支援事業を紹介するなど、滞納者の自立を支援する取り組みを連携し進めてきた。今後も市福祉部門と連携し滞納者の自立支援・生活再建に繋いでいく。

Ⅲ 国と地方

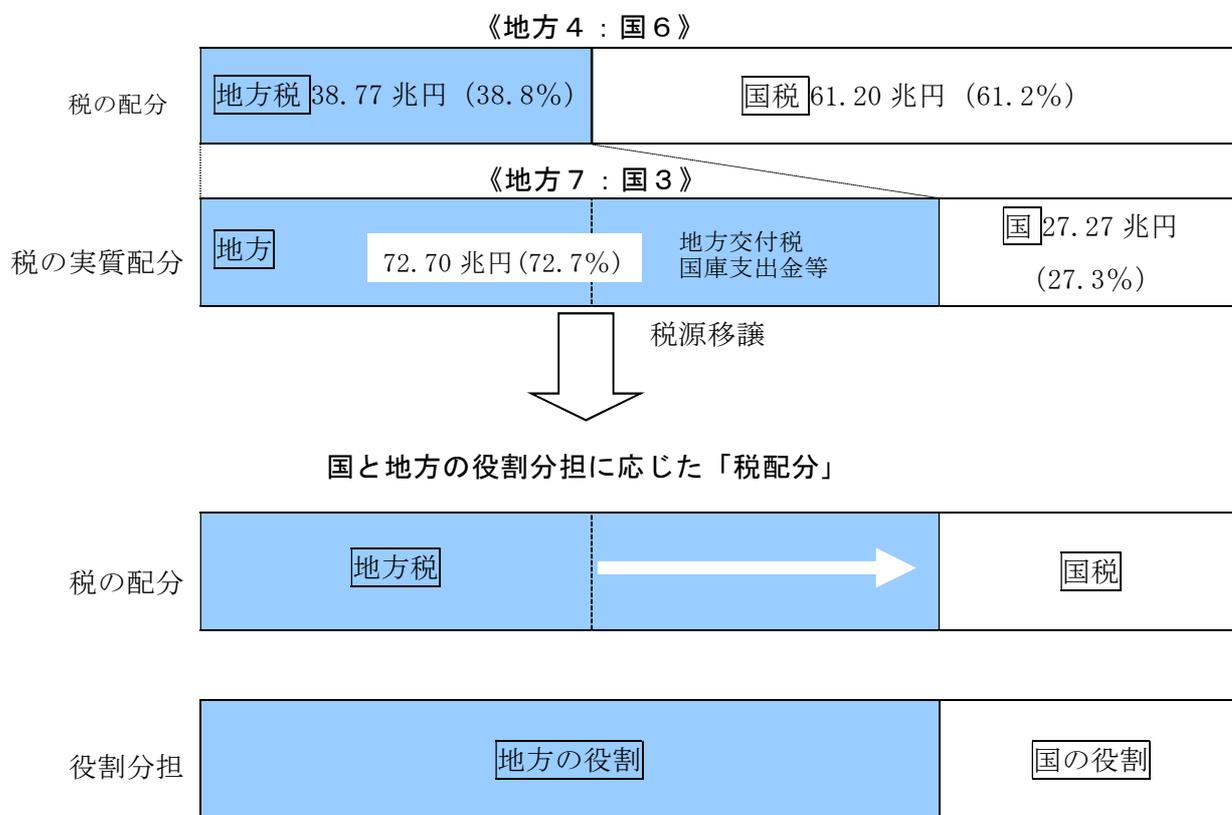
1 国と地方の税体系

平成 28 年度の国と地方の税配分は、地方が 38.77 兆円、国が 61.20 兆円となっている。

しかし、地方譲与税や地方交付税、国庫支出金などを国から地方へ交付した後の租税の実質的な配分額は、地方 72.70 兆円、国 27.27 兆円となる。

今後、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるようにするため、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう地方税の配分割合を高めていく必要がある。

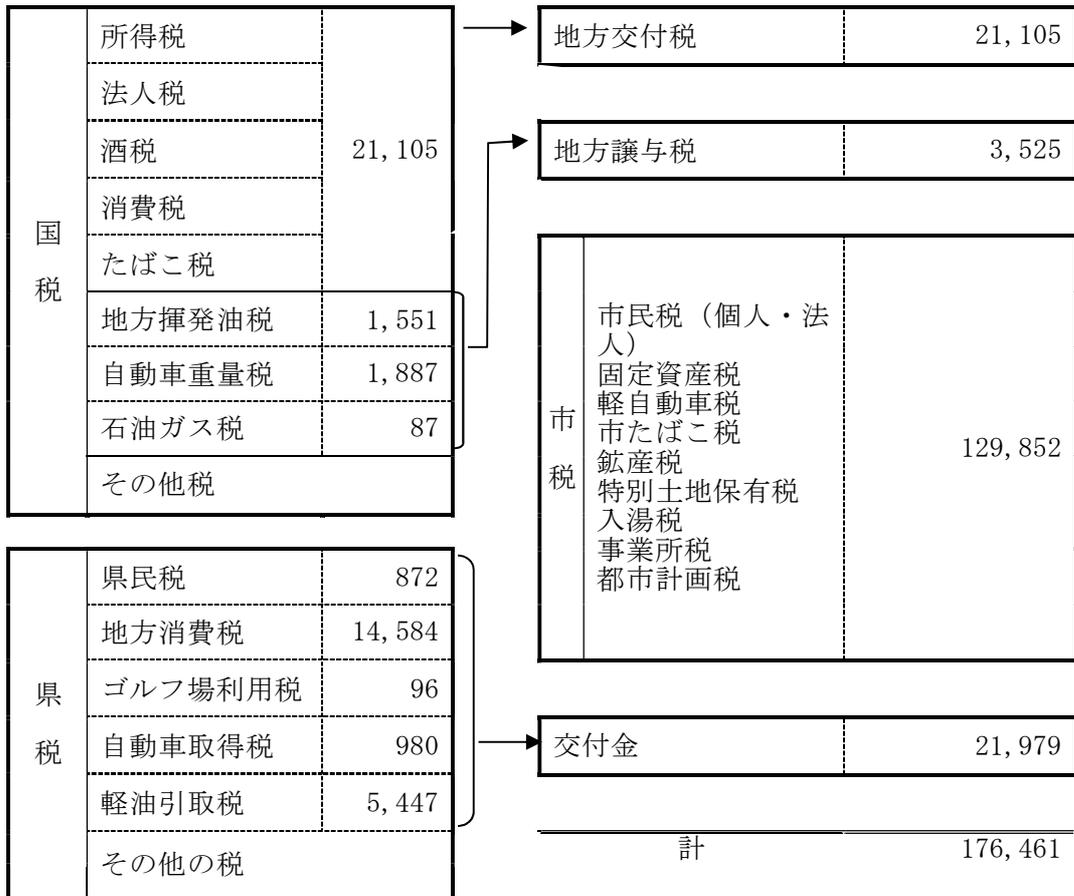
国・地方における税の配分状況（平成 28 年度）



国税、県税、市税の関連図

平成 28 年度浜松市決算額

(単位 額：百万円)

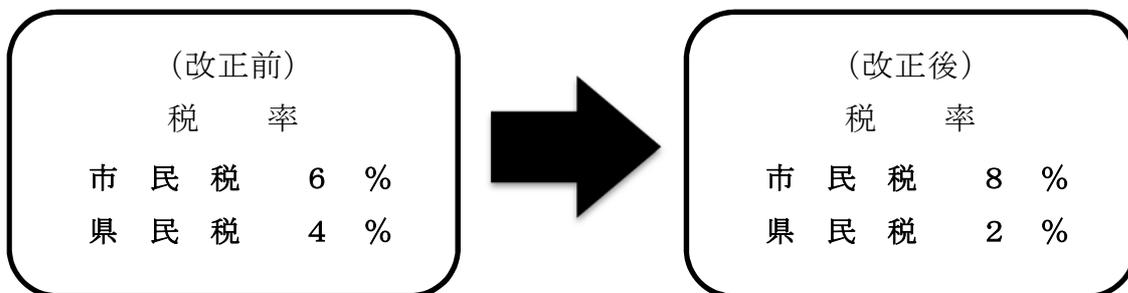


平成 28 年度の国税からの地方交付税は 211 億円、地方譲与税 35 億円、県税からの交付金 220 億円となり、市税 1,299 億円と合わせた決算額は、1,765 億円となった。

<参考> 個人住民税税源移譲

県費負担教職員の給与負担事務の県から指定都市への移譲に伴い、平成 30 年度から県から指定都市に個人住民税所得割 2% の税源移譲が行われる。

《個人住民税源移譲の概要》



2 地方の取り組み

(1) 静岡県の取り組み

静岡地方税滞納整理機構

・ 設立の趣旨

静岡県と県内全ての 35 市町を構成団体とし、徴収が難しい税滞納案件を共同で専門的に処理する広域連合として平成 20 年度に設立（浜松市から職員 2 名を派遣）

・ 事業内容

滞納整理事業・・・構成団体から引き受けた事案の滞納処分及び相談事務

税務研修事業・・・構成団体職員への徴収研修や課税研修の開催

申告書の受付等・・・軽自動車税申告書の受付、審査、保管等

・ 徴収実績（平成 28 年 6 月 1 日～平成 29 年 5 月 31 日）（単位 額：千円、率：％）

| | 浜松市 | 静岡県全体 |
|---------|---------|-----------|
| 移管金額① | 171,466 | 2,008,193 |
| 徴収金額② | 71,357 | 746,144 |
| 収納率 ②÷① | 41.6 % | 37.2 % |

※「静岡県全体」は県財務事務所分を含む

・ 効果額（浜松市分）（単位 額：千円、件）

| 移管予告による効果 | | |
|-------------|---------|-------------------------|
| 催告対象金額（本税） | 302,533 | 334 件 |
| 納付金額（延滞金含む） | 17,886 | 完納件数 2 件 納付約束件数 71 件 |

（単位 額：千円、件）

| 移管による効果 | | |
|----------------------|--------|---|
| 機構徴収額(A) | 71,357 | 130 件（うち完納 24 件） |
| 経費(B) (機構への負担金支出) | 21,121 | 基本負担額 (100) 処理件数割額 (14,300) 徴収実績割額 (6,721) |
| 返還額(C) | 1,838 | 負担金に対する執行残 |
| 効果額 (A)-(B)+(C) | 52,074 | |

静岡県個人住民税徴収対策本部会議

・内容

「地域社会の会費」といわれる個人住民税（個人市民税・県民税）の収入率向上と滞納額の削減を図るため、静岡県、県内市町、静岡地方税滞納整理機構が一体となった取り組みを行う。

・県内の実績

収入率は、平成 28 年度目標値（95.0%）を達成、着実に成果を上げている。

（単位 率：%）

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|------|-----|----------|----------|
| 県全体 | 目標値 | 94.1 | 95.0 |
| | 実績値 | 94.3 | 95.2 |
| 全国平均 | | 95.0 | 95.7 |

| | | |
|------|------|------|
| 全国順位 | 38 位 | 37 位 |
|------|------|------|

滞納繰越額については、県内全ての市町で縮減している。

平成 28 年度末滞納繰越額 94 億円（H23：216 億円、5 年間で△122 億円）

(2) 寄附金制度

条例指定寄附金制度

・内容

地域に密着した民間公益活動や寄附文化を一層促進するために、平成 20 年 4 月の地方税法等の改正を受けて平成 20 年 11 月に条例で定めた制度。

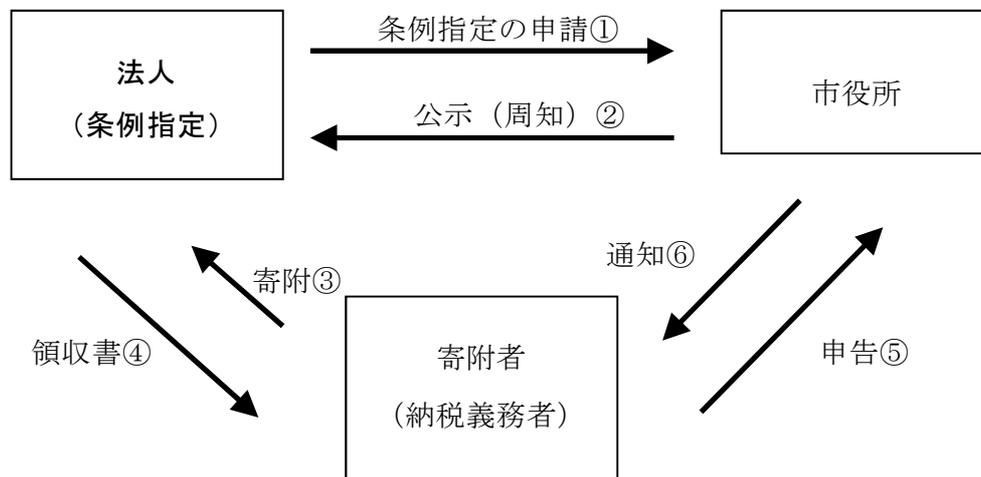
寄附を受けたい公益法人・団体は、市に申請することで、条例に基づく指定を受けることができる。

指定された法人や団体に市民が寄附を行った場合は、申告により寄附金額の一部を市・県民税から控除できる。

・本市が条例指定した法人数（平成 29 年 3 月 31 日現在）

| | |
|---------|-------|
| 社会福祉法人 | 73 法人 |
| 国公立大学法人 | 3 法人 |
| 私立学校法人 | 14 法人 |
| 公益財団法人 | 12 法人 |
| 公益社団法人 | 4 法人 |
| 認定NPO法人 | 6 法人 |
| 独立行政法人 | 1 法人 |

・制度の仕組（概要）



ふるさと納税（寄附金）制度

「ふるさと納税」は、故郷への思い・応援したい自治体への気持ちを実現する寄附制度。ふるさと納税を行った場合は、申告により寄附金額の一部を市・県民税から控除できる。

IV 浜松市の税の分析

1 統計からみた税の分析

(1) 指定都市平均との比較からみた浜松市の特徴

平成 28 年度決算税目別構成比の比較]

(単位 額：百万円、率：%・ポイント)

| | | 指定都市 平均収入額 | ① 構成比 | 浜松市 収入額 | ② 構成比 | ②－① 差額 |
|-------|----|---------------|----------|------------|----------|-----------|
| 市民税 | 個人 | 86,902 | 34.14% | 47,635 | 36.68% | 2.54 |
| | 法人 | 27,439 | 10.78% | 10,518 | 8.10% | △2.68 |
| 固定資産税 | | 100,274 | 39.40% | 52,416 | 40.37% | 0.97 |
| 軽自動車税 | | 1,586 | 0.62% | 1,947 | 1.50% | 0.88 |
| 市たばこ税 | | 10,123 | 3.98% | 4,896 | 3.77% | △0.21 |
| 事業所税 | | 7,925 | 3.11% | 4,959 | 3.82% | 0.71 |
| 都市計画税 | | 20,160 | 7.92% | 7,349 | 5.66% | △2.26 |
| その他の税 | | 111 | 0.04% | 132 | 0.10% | 0.06 |
| 計 | | 254,521 | - | 129,852 | - | - |

現年課税分と滞納繰越分の合計

※ 指定都市平均収入額は、平成 28 年度の指定都市 20 市平均（市町村税の徴収実績第 6 表より）

- ・ 指定都市の平均と本市を比べ、個人市民税・固定資産税・軽自動車税・事業所税の構成比が高く、法人市民税・都市計画税の構成比が低くなっている。
- ・ 固定資産税の構成比が高く、都市計画税の構成比が低い。
 - ◇ 市域は広いが市街化区域の割合が少ないことを示している。
- ・ 軽自動車税の構成比は 1.5%程度、指定都市平均の構成比 0.62%の倍以上である。
 - ◇ 本市が郊外型の都市であり、軽自動車が市民生活に欠かせないこと。大手軽自動車会社が市内にあり、軽自動車が市民の足として定着している表れである。

平成 28 年度決算税目別収入率の比較（現年課税分）

（単位 額：百万円、率：％）

| | | 指定都市 平均収入額 | ① 収入率 | 浜松市 収入額 | ② 収入率 | ②－① 差 |
|--------|----|---------------|----------|------------|----------|----------|
| 市民税 | 個人 | 85,965 | 98.87% | 47,011 | 98.81% | △0.06 |
| | 法人 | 27,395 | 99.87% | 10,493 | 99.92% | 0.05 |
| 固定資産税 | | 99,677 | 99.42% | 52,057 | 99.50% | 0.08 |
| 軽自動車税 | | 1,565 | 97.49% | 1,927 | 98.52% | 1.03 |
| 市たばこ税 | | 10,123 | 100.00% | 4,896 | 100.00% | 0.00 |
| 事業所税 | | 7,915 | 99.91% | 4,958 | 99.94% | 0.03 |
| 都市計画税 | | 20,027 | 99.34% | 7,299 | 99.50% | 0.16 |
| その他の税 | | 109 | 79.57% | 124 | 99.53% | 19.96 |
| 計 | | 252,777 | 99.29% | 128,765 | 99.30% | 0.01 |
| 前年度実績計 | | 251,157 | 99.13% | 127,885 | 99.16% | 0.03 |
| 前年度との差 | | 1,620 | 0.16% | 880 | 0.14% | △0.02 |

※ 指定都市平均収入額は、平成 28 年度の指定都市 20 市平均（市町村税の徴収実績第 6 表より）

- ・ 本市の現年課税分収入率で、個人市民税は指定都市平均を下回っているが、多くの税目で指定都市平均を上回っている。また税全体も指定都市平均を 0.01 ポイント上回っている。
- ・ 前年度実績と比較すると、本市だけでなく指定都市全体の収入率も上昇していることから、経済情勢により収入率の向上に影響している側面があると考えられる。

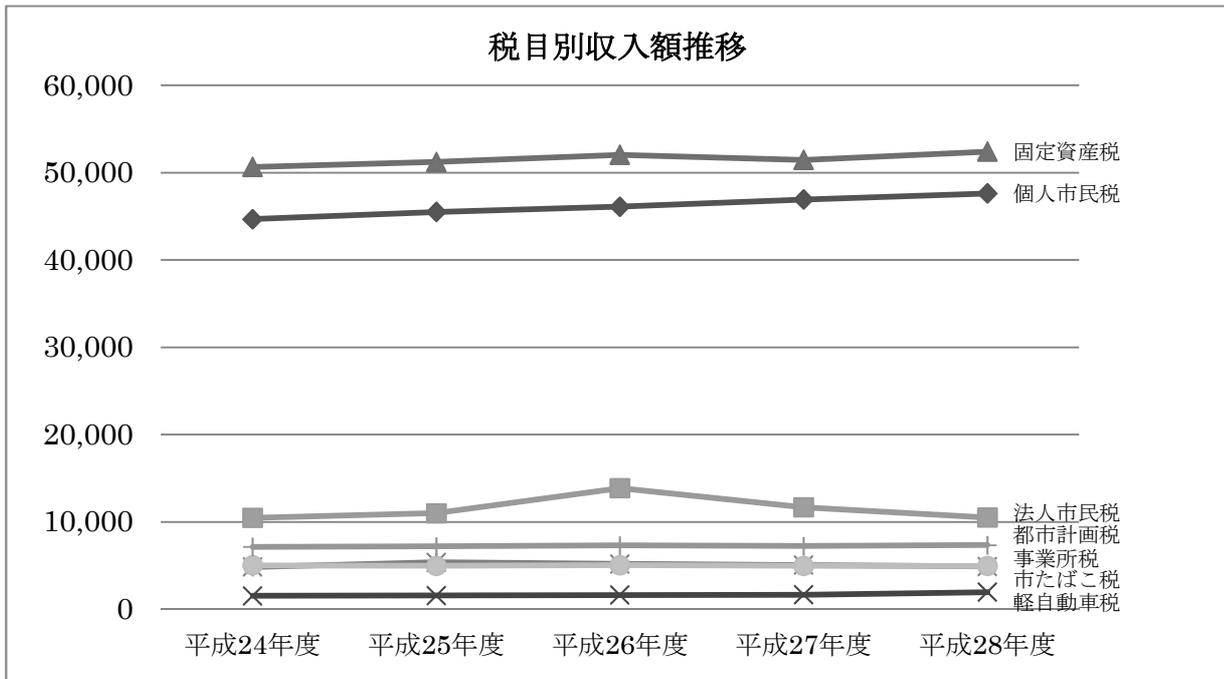
(2) 経年変化からみた平成 28 年度決算の特徴

税目別収入額の推移

(単位 額：百万円)

| | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|-------|----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 市民税 | 個人 | 44,691 | 45,513 | 46,108 | 46,935 | 47,635 |
| | 法人 | 10,483 | 11,000 | 13,881 | 11,680 | 10,518 |
| 固定資産税 | | 50,666 | 51,233 | 52,046 | 51,467 | 52,416 |
| 軽自動車税 | | 1,524 | 1,565 | 1,615 | 1,656 | 1,947 |
| 市たばこ税 | | 4,836 | 5,376 | 5,185 | 5,062 | 4,896 |
| 事業所税 | | 5,024 | 4,968 | 5,039 | 4,976 | 4,959 |
| 都市計画税 | | 7,147 | 7,202 | 7,310 | 7,243 | 7,349 |
| その他の税 | | 138 | 122 | 133 | 131 | 132 |
| 計 | | 124,509 | 126,979 | 131,317 | 129,150 | 129,852 |

※現年課税分と滞納繰越分の合計



※現年課税分と滞納繰越分の合計

市税収入

平成 25 年度及び平成 26 年度は景気回復による個人・法人市民税の増収、家屋の新增築による固定資産税の増収や県たばこ税の一部移譲による市たばこ税の増収などにより 2 年連続の増収となった。特に平成 26 年度は法人市民税の増収が大きく市税収入を押し上げた。

平成 27 年度は法人市民税の税率改正等の影響により減収となった。

平成 28 年度は法人市民税の税率改正等で減収の影響もあったが、軽自動車税の税率改正や固定資産税の増収などが影響し、前年度に比べ 7 億円増額し 1,298 億 5 千万円となった。

個人市民税

平成 20 年 9 月のリーマンショックの影響が続いたが、平成 24 年度には回復の兆しが見え始めた。

平成 25 年度以降は、給与所得及び納税義務者の増加、平成 26 年度の「防災・減災のための臨時特例法」に基づく均等割額の増加や、給与所得控除額の上限見直し等により増収した。

平成 28 年度は給与所得の増加等により前年度に比べ 7 億円増収の 476 億 4 千万円となった。

法人市民税

リーマンショックの影響から平成 22 年度頃から回復の兆しが見え始め、平成 26 年度まで 5 年連続の増収となった。

平成 27 年度は法人市民税の税率改正（12.3%→9.7%）等により減収となった。

平成 28 年度は前年度と同様に税率改正が影響し、前年度に比べ 11 億 6 千万円減収の 105 億 2 千万円となった。

固定資産税

3 年に一度の評価替え（平成 24 年度・平成 27 年度）の際に家屋評価が見直されるため、基本的には減収になる。

平成 23 年度までほぼ横ばいで推移していたが、平成 24 年度は地価下落、3 年に一度の評価替えによる既存家屋の減価が大きく影響し減収となった。

平成 25 年度以降は引き続き地価下落があったが、家屋の新増築の増加や、償却資産の設備投資が増加したことにより増収となった。

平成 27 年度は、3 年に一度の評価替えが影響し減収となった。

平成 28 年度は、新築及び増築等の影響で、前年度に比べ 9 億 5 千万円増収の 524 億 2 千万円となった。

軽自動車税

軽四輪乗用自動車の登録台数が毎年着実に増加しており、平成 27 年度には全体で 16 億 6 千万円となった。

平成 28 年度は、税率改正や経年車への割増課税の影響等により、前年度に比べ 2 億 9 千万円増収の 19 億 5 千万円となった。

市たばこ税

たばこ離れによる喫煙者の減少により、売り渡し本数は年々減少したたばこ税も減収傾向が続いている。

平成 25 年度には売渡本数は減少しているが、市町村たばこ税の税率引き上げにより増収となった。

平成 28 年度は、特例税率の段階的廃止により旧 3 級品の税率が引き上げられたが対象品の売り渡し本数が少ないため、全体としては売り渡し本数の減少により、減収となった。

事業所税

平成 23 年度・平成 24 年度は、合併で浜松市となった地域への課税免除終了により増収となった。

平成 25 年度以降は大きな変動はなく推移している。

都市計画税

3 年に一度の評価替え（平成 24 年度・平成 27 年度）の際に家屋評価が見直されるため、基本的には減収になる。

平成 23 年度まではほぼ横ばいで推移していたが、平成 24 年度は地価下落、3 年に一度の評価替えによる既存家屋の減価が大きく影響し減収となった。

平成 25 年度以降は引き続き地価下落があったが、家屋の新增築が増加したことにより増収となった。

平成 27 年度は、3 年に一度の評価替えが影響し減収となった。

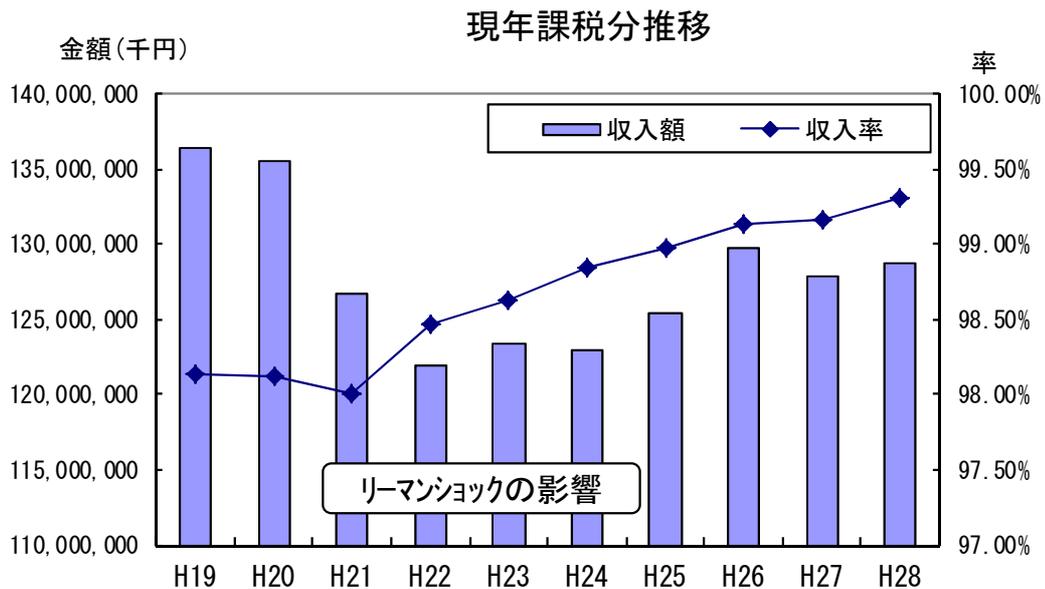
平成 28 年度は、新築及び増築等の影響で、前年度に比べ 1 億円増収の 73 億 5 千万円となった。

(3) 経年変化からみた収入額、収入率実績

現年課税分

(単位 額：千円、率：%)

| | 調定額 | 収入額 | 収入率 |
|--------|-------------|-------------|---------------|
| 平成19年度 | 138,893,087 | 136,315,500 | 98.14% |
| 平成20年度 | 138,144,906 | 135,549,385 | 98.12% |
| 平成21年度 | 129,236,948 | 126,661,064 | 98.01% |
| 平成22年度 | 123,888,269 | 121,992,099 | 98.47% |
| 平成23年度 | 125,059,237 | 123,340,696 | 98.63% |
| 平成24年度 | 124,342,438 | 122,908,560 | 98.85% |
| 平成25年度 | 126,761,932 | 125,451,337 | 98.97% |
| 平成26年度 | 130,904,421 | 129,772,034 | 99.13% |
| 平成27年度 | 128,965,729 | 127,885,679 | 99.16% |
| 平成28年度 | 129,669,693 | 128,764,701 | 99.30% |



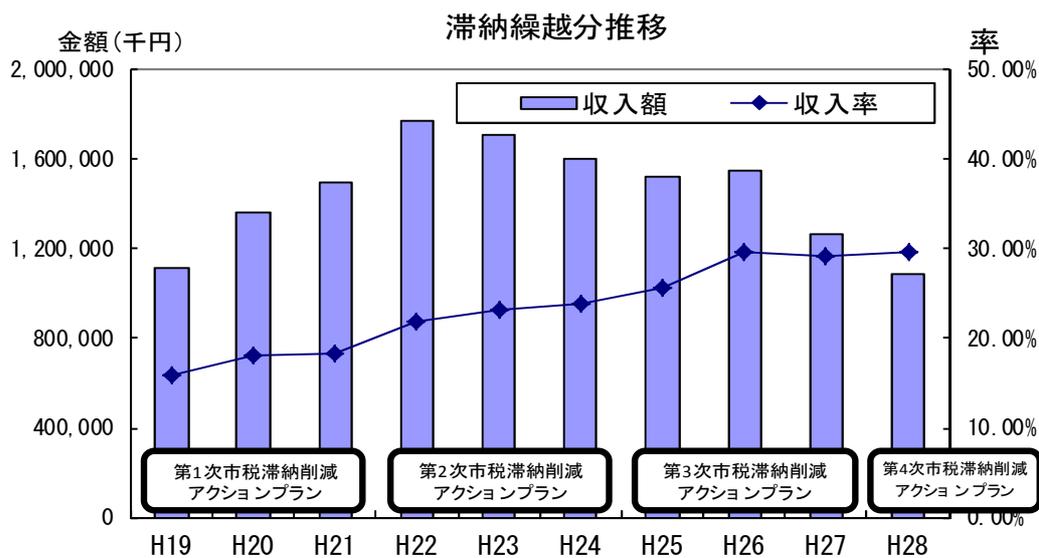
平成19年度は所得税から税源移譲により市・県民税の税率が上がり増収になった。また平成20年9月に発生したリーマンショックの影響により平成21年度から平成22年度に大きく減収となった。

平成22年度以降は、個人市民税の特別徴収事業所の指定拡大や、「市税滞納削減アクションプラン」による徴収対策に加え、経済情勢の好転により年々増収し、平成28年度決算では、収入率が過去最高であった前年度から、0.14ポイント増加の99.30%となった。

滞納繰越分

(単位 額：千円、率：%)

| | 滞納繰越額 | 収入額 | 収入率 |
|---------------|------------------|-----------|--------|
| 平成19年度 | 6,974,904 | 1,112,993 | 15.96% |
| 平成20年度 | 7,506,875 | 1,363,411 | 18.16% |
| 平成21年度 | 8,134,982 | 1,495,679 | 18.39% |
| 平成22年度 | 8,125,055 | 1,769,955 | 21.78% |
| 平成23年度 | 7,389,077 | 1,707,823 | 23.11% |
| 平成24年度 | 6,730,452 | 1,600,534 | 23.78% |
| 平成25年度 | 5,959,442 | 1,527,291 | 25.63% |
| 平成26年度 | 5,228,071 | 1,545,202 | 29.56% |
| 平成27年度 | 4,329,424 | 1,264,669 | 29.21% |
| 平成28年度 | 3,672,001 | 1,086,861 | 29.60% |
| 平成29年度 | 3,037,565 | | |



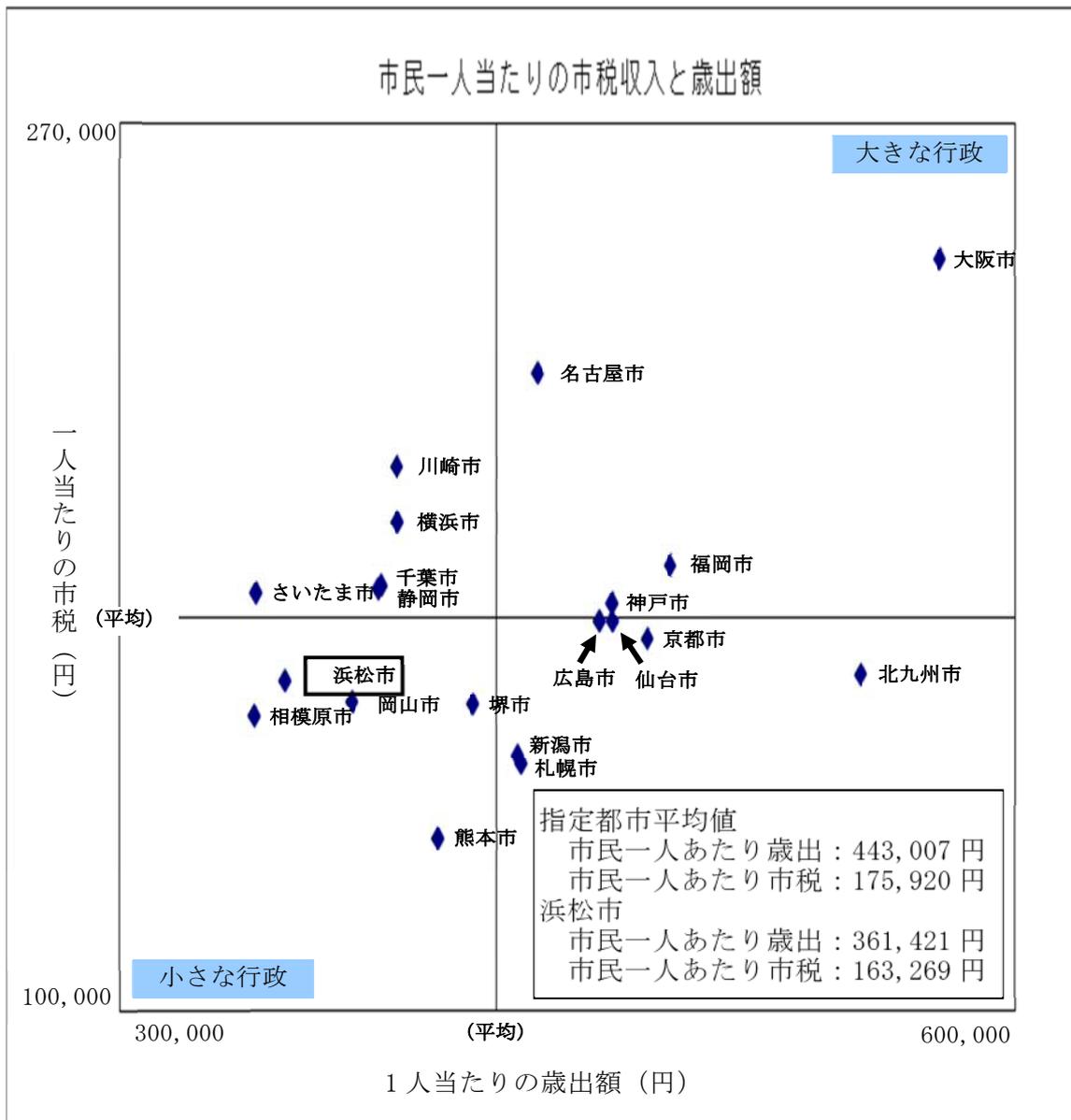
早期の滞納整理による新規滞納繰越額の抑制と、差押えを中心とした滞納整理により収入率が向上してきた。その結果、「第4次市税滞納削減アクションプラン」の平成28年度決算目標値である累積滞納額(滞納繰越額)33億円以下を達成し、30億4千万円となった。

2 市民一人当たりの税額と歳出額

(1) 市民一人当たりの市税と歳出額の関係

| | |
|--------|--|
| 大きな行政型 | 市税も歳出も多い⇒大阪市、名古屋市など 市税が多く歳出が少ない⇒川崎市、さいたま市など |
| 小さな行政型 | 市税も歳出も少ない⇒相模原市、熊本市など 市税が少なく歳出が多い⇒新潟市、北九州市など |

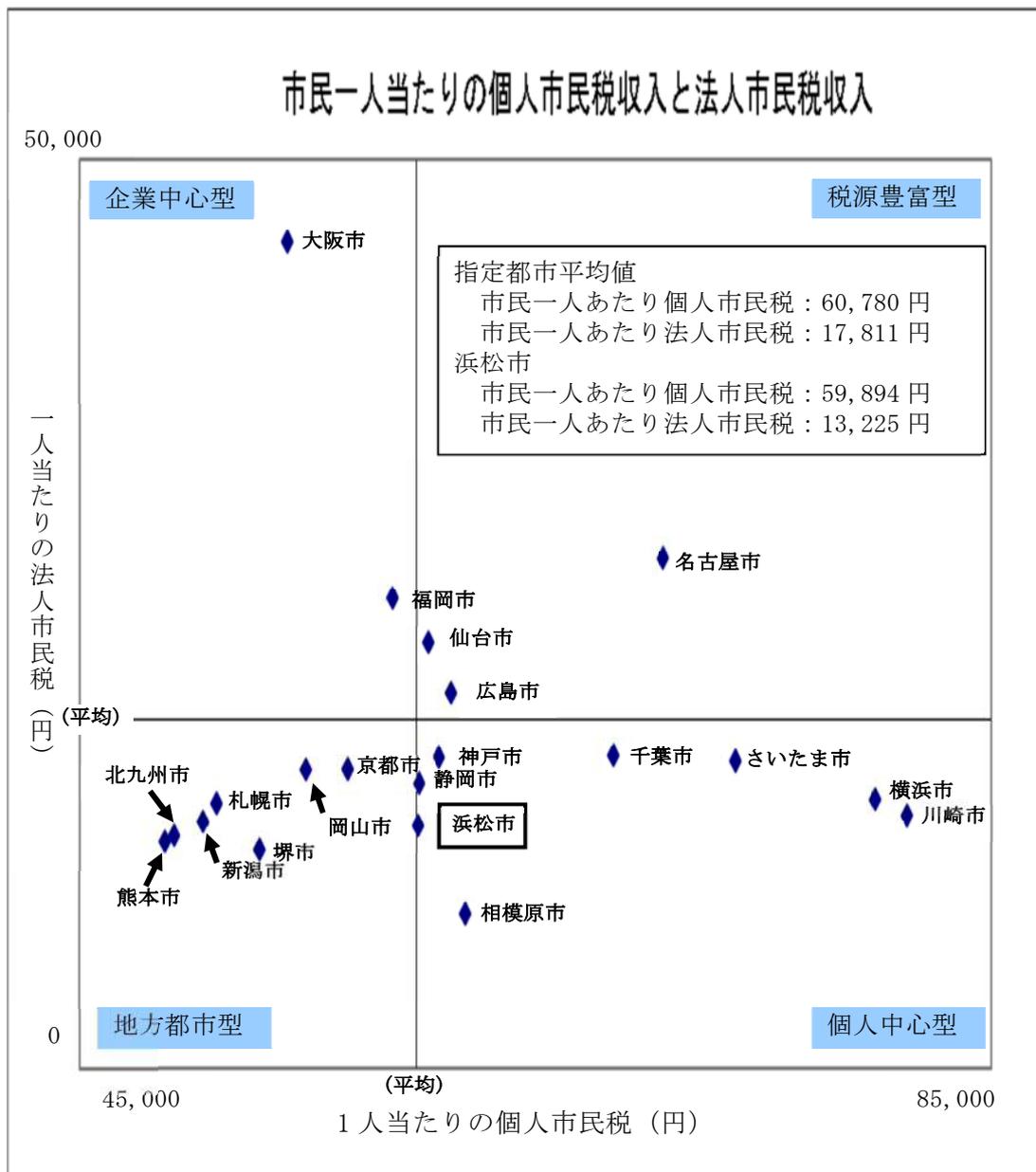
浜松市は、「小さな行政型」に分類され、一人当たりの市税は指定都市平均に近いものの、一人当たりの歳出額は指定都市の中でも少ない状況である。



(2) 市民一人当たりの個人市民税と法人市民税の税額

| | |
|-------|-----------------------------|
| 税源豊富型 | 法人市民税も個人市民税も多い⇒名古屋市、広島市 |
| 地方都市型 | 法人市民税も個人市民税も少ない⇒堺市、熊本市など |
| 企業中心型 | 法人市民税が多く個人市民税が少ない⇒大阪市、福岡市など |
| 個人中心型 | 法人市民税が少なく個人市民税が多い⇒川崎市、横浜市など |

浜松市は、一人当たりの個人市民税は指定都市平均からわずかに少ない、法人市民税も指定都市平均より少なく、「地方都市型」に分類される。



静岡県浜松市中区元目町 120 番地の 1

浜松市 財務部 税務総務課

TEL :053-457-2141

FAX :050-3730-9578

E-mail:zei-soumu@city.hamamatsu.shizuoka.jp

HP :<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>

発行年月：平成 29 年 9 月